

## ■ 水質汚濁防止法の規定による特定事業場の設置者の義務

### ○ 排水基準の遵守

公共用水域に排水を排出するものは、排水基準（排水水の濃度規制）を遵守しなければなりません（法第12条）。

法	一律基準	① 有害物質 28項目 カドミウム等の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質について、排出量に係わらず、全ての特定事業場に適用する。 ② 生活環境項目 15項目 生活環境に係る被害を生ずるおそれのある項目について、排水量 50 m <sup>3</sup> /日以上の特​​定事業場に適用する。
条例	上乘せ排水基準	① 有害物質 4項目 カドミウム、シアン化合物、六価クロム化合物、水銀化合物について、一律基準よりも厳しい基準を適用する。 ② 生活環境項目 9項目 BOD、COD、SS等について一律基準よりも厳しい基準を適用する。

なお、基準値については最新の「公害関係基準のしおり」（長野県環境部発行）を参照してください。

（県ホームページでもご覧いただけます <http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/hozen/kogai/shiori.html>）

### ○ 特定物質を含む特定地下浸透水の浸透の制限

有害物質を製造、使用又は処理する有害物質使用特定事業場は、環境大臣の定める方法による検定で有害物質が検出される場合、当該特定地下浸透水を地下に浸透させることはできません（法第12条の3）。

なお、基準値については最新の「公害関係基準のしおり」（長野県環境部発行）を参照してください。

### ○ 事故時の措置

特定事業場の設置者は、次に掲げる場合において人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く排出又は浸透の防止のための応急の措置を講じるとともに、速やかに事故の状況等を管轄する地域振興局長に届け出なければなりません（法第14条の2）。

- ・事故により有害物質を含む水又は排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出された場合
- ・事故により有害物質を含む水が地下に浸透した場合

また、事故により指定物質や油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときについても、同様の対応をしなければなりません（指定事業場、貯油事業場等の設置者の責務）。

### ○ 事業者の責務（責務規定）

事業者は、排水水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようしなければなりません（法第14条の4）。

○ 排水水及び特定地下浸透水に汚染状態の測定等

ア 水質自主検査の実施及び検査結果記録の保存

排水水を排出し、又は特定地下浸透水を地下に浸透させる者は、環境省令に定められている検査方法により、排水水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しておかなければなりません（法第14条）。

イ 水質自主検査の測定項目及び測定回数

排水水又は特定地下浸透水の汚染状態の測定項目及び測定回数は、次のとおりです。

(ア) 排水水を排出する場合

- ① 特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項のうち、特定施設の設置の届出及び変更の届出の際、別紙4「排水水の汚染状態」（p.19、35）の欄中「種類・項目」の欄に記載した有害物質及び生活環境項目について、1年を超えない排水の期間ごとに1回以上行ってください。

（※旅館業（温泉を利用するものに限る。）において、砒素、ほう素、ふっ素、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量の測定の数については、3年を超えない排水の期間ごとに1回以上とする。）

- ② その他の項目については必要に応じて行ってください。

(イ) 特定地下浸透水を浸透させる場合

- ① 有害物質使用特定施設の設置の届出及び変更の届出の際、別紙9「汚水等の汚染状態及び量」の欄中「種類」の欄に記載した有害物質について、1年を超えない浸透の期間ごとに1回以上行ってください。

- ② その他の「種類」については必要に応じて行ってください。

ウ 採取時期・時刻

測定のための試料は、排水水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取してください。

エ 測定結果の記録及び保存

測定の結果は、次の様式に記録してください。ただし、計量法に基づく計量証明事業者から、採水者、分析者及び測定項目を記載した計量証明書の交付を受けた場合は、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができます。

また、この測定の結果の記録は、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料又は計量証明書とともに3年間保存してください。

様式第8

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量 (m <sup>3</sup> /日)								

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。  
2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。